

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例 逐条解説（第4章関係）

【新旧対象表】（令和7年6月1日施行分）

条	修正箇所	新	旧
第30条	条例抜粋部分	法第14条第3項の規定により条例で別に定める同条第1項の建築の規模（新築、増築又は改築の場合の規模に限る。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。 <u>次条第3号及び第32条第2項において同じ。</u> ）とする。	法第14条第3項の規定により条例で別に定める同条第1項の建築の規模（新築、増築又は改築の場合の規模に限る。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。第32条第2項において同じ。）とする。
第31条	条例抜粋部分	(1) (略) (2) (略) (3) <u>床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階（政令第14条第1項の規定により便所を設ける階をいう。）を有する建築物で、床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは、同条第2項に規定する車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下この号において同じ。）設ける施設が同一敷地内にある場合を除き、当該建築物に設ける便所のうち1以上に同項に規定する車椅子使用者用便房を1以上設けなければならない。</u> (4) <u>階数が4以上の共同住宅にあっては、政令第19条第1項第1号に規定する道等及び駐車場から各住戸までの経路を同項に規定する移動等円滑化経路（以下「移動等円滑化経路」という。）とすること。</u> (5) (略)	(1) (略) (2) (略) (新設) (3) <u>階数が4以上の共同住宅にあっては、政令第18条第1項第1号に規定する道等及び駐車場から各住戸までの経路を同項に規定する移動等円滑化経路（以下「移動等円滑化経路」という。）とすること。</u> (4) (略)
第31条	条例解説部分	<u>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、1,000㎡未満の建築物についても、敷地内に1以上の車椅子使用者用便房の整備を行う必要があります。</u>	(新設)
第31条	条例解説部分	(4) (略)	(3) (略)
第31条	条例解説部分	(5) (略)	(4) (略)
第32条第1項	条例抜粋部分	第29条各号に掲げる特定建築物のうち、幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園については、 <u>政令第14条第3項の規定は、適用しない。</u>	第29条各号に掲げる特定建築物のうち、幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園については、 <u>政令第14条第1項第2号の規定は、適用しない。</u>
第32条第2項	条例抜粋部分	第30条第1号に掲げる特別特定建築物及び特定建築物のうち、床面積が1,000平方メートル未満の特別特定建築物及び特定建築物の移動等円滑化経路（階と階との間の移動に係る部分に限る。）については、 <u>政令第19条第2項第1号の規定は、適用しない。</u>	第30条第1号に掲げる特別特定建築物及び特定建築物のうち、床面積が1,000平方メートル未満の特別特定建築物及び特定建築物の移動等円滑化経路（階と階との間の移動に係る部分に限る。）については、 <u>政令第18条第2項第1号の規定は、適用しない。</u>